

令和8年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （家事・育児支援訪問員）

1 採用職種，採用予定人数，職務内容及び勤務地

採用職種	家事・育児支援訪問員
採用予定人数	1人
職務内容	(1)育児に関する援助（相談支援含む），指導 (2)食事の準備及び片付け，衣類の洗濯及び補修 (3)住居の簡単な清掃，整理整頓，ごみ出し及び分別 (4)支援・相談記録のシステム入力等の事務処理
勤務地	こども相談センター 家庭児童相談係 （柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階） ※令和8年1月頃より，（仮称）柏市こども・若者相談センター（柏市十倉2-313-92）での勤務となる予定です。

2 任期

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

- ※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，正式採用されません。
- ※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1，430円

※期末手当を含む時給単価：1，520円〔令和8年度〕
1，731円〔参考：令和9年度〕

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.2625月分の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給します。

※任期が1会計年度内に6か月未満の会計年度任用職員については，在籍期間別支給割合によって支給額が確定します。

〔想定〕月収：80,080円

- ・令和8年10月に新規採用された場合〔時給換算：1,520円〕
年収例：7時間×2日×24週×1,430円÷6月×6.37875月＝510,810円
〔6月（毎月の報酬）+0.37875月（12月期末）〕
- ・令和9年度以後も再度任用された場合〔時給換算：1,731円〕
年収例：7時間×2日×48週×1,430円÷12月×14.525月＝1,163,162円
〔12月（毎月の報酬）+2.525月（6月・12月期末）〕

※報酬単価・期末手当の支給割合は，人事院勧告がなされた場合，任期中であっても変更の可能性あり

(3) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり7時間程度（時間外勤務：無）

（午前9時から午後5時まで，休憩時間：60分）

イ 勤務日 1週間当たり（2日／月8日以内）。月曜日から金曜日までのうち，

勤務表で定める日

ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、3日）及び特別休暇（忌引等）を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 無

イ 雇用保険の適用 無

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

- (1) パソコンの基本操作ができる方
- (2) 自動車普通免許取得者で自動車の運転が可能な方
- (3) 介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）終了以上、もしくは保育士の有資格者
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	令和8年8月中下旬	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	ウェルネス柏	
試験種目・試験内容	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類
ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
イ 受験資格(3)を証する書面の写し
- (2) 申込受付期間
令和8年8月10日（月）から令和8年8月24日（月）まで
（郵送可・期限内必着）
- (3) 申込先
柏市こども部こども相談センター 開設準備係
（〒277-0004 柏市柏下65-1 ウェルネス柏4階）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知
令和8年9月上旬に決定し、選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期及び採用する職
合格者は、令和8年10月1日付けで採用する。
- (3) 採用（合格）の取消し
4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若し

くは不正があったことが明らかになった場合，採用（合格）を取り消すものとする。